平成２１年（フ）第８４６号
愛知県安城市住吉町５丁目27番地３　ソレアードパラシオン102
債務者　大橋　早苗
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３３５８号
東京都杉並区井草４丁目２－７－203
債務者　増田　真弘
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３８２号
東京都台東区根岸２丁目16―11―506
債務者　吉本亜矢子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４７７号
神奈川県横浜市保土ケ谷区法泉３丁目22―18―204
債務者　高橋　日央
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４７８号
秋田県秋田市外旭川字蒲沼232
債務者　佐藤　章子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４９８号
東京都江東区亀戸３丁目46―５　藤田荘１
債務者　井村　康範
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５００号
東京都立川市栄町６丁目６―13―11
債務者　伊東　敏美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５５８号
東京都練馬区光が丘２－４－10―1011　白石方、住民票上の住所東京都板橋区赤塚新町３丁目16―21―902
債務者　宍戸　正春
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５５９号
東京都江東区新砂３丁目３―17―1217
債務者　小林　とく
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５６０号
東京都東久留米市下里４丁目１―34―507
債務者　大野みさを
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５６５号
東京都江戸川区本一色３丁目23―１―102
債務者　重稲　敏浩
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５６６号
埼玉県志木市幸町１丁目３―20―505
債務者　水田　顕雄
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５６８号
東京都世田谷区経堂２丁目19―10
債務者　栃木　要三
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５８３号
東京都足立区中央本町５丁目３－７－1202
債務者　進藤　清美（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６１６号
東京都中野区大和町１丁目３－４　旭荘２階
債務者　大久保　隆
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部